

Title	<翻訳>中華民国（台湾）「刑事訴訟法」（2）
Author(s)	胡, 逸維
Citation	阪大法学. 2024, 74(2), p. 181-223
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/97627
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

中華民國（台湾）「刑事訴訟法」（2）

胡 逸 維

刑事訴訟法 2023（民国112）年12月27日

第一編 総則

- 第一章 法例（第1条—第3条の1）
- 第二章 法院の管轄（第4条—第16条）
- 第三章 法院職員の忌避（第17条—第26条）
- 第四章 弁護士、補佐人及び代理人（第27条—第38条の1）
- 第五章 文書（第39条—第54条）
- 第六章 送達（第55条—第62条）
- 第七章 期日及び期間（第63条—第70条）
- 第八章 被告人の召喚及び勾引（第71条—第93条の1）
- 第八章の一 出国、出港制限（第93条の2—第93条の6）
- 第九章 被告人の尋問（第94条—第100条の3）
- 第一〇章 被告人の勾留（第101条—第121条）（以上、74巻1号）
- 第一〇章の一 一時的な留置（第121条の1—第121条の6）
- 第十一章 搜索及び差押え（第122条—第153条）
- 第十二章 証拠
 - 第一節 通則（第154条—第174条）
 - 第二節 人証（第175条—第196条の1）
 - 第三節 鑑定及び通訳（第197条—第211条の1）
 - 第四節 検証（第212条—第219条）
 - 第五節 証拠保全（第219条の1—第219条の8）
- 第十三章 裁判（第220条—第227条の1）（以上、本号）

第二編 第一審

- 第一章 公訴
 - 第一節 捜査（第228条—第263条）
 - 第二節 起訴（第264条—第270条）
 - 第三節 公判（第271条—第318条）

翻 訳

- 第二章 自訴（第319条—第342条）
- 第三編 上訴
 - 第一章 通則（第344条—第360条）
 - 第二章 第二審（第361条—第374条）
 - 第三章 第三審（第375条—第402条）
- 第四編 抗告（第403条—第419条）
- 第五編 再審（第420条—第440条）
- 第六編 非常上告（第441条—第448条）
- 第七編 簡易手続（第449条—第455条の1）
 - 第七編の一 協議合意手続（第455条の2—第455条の11）
 - 第七編の二 没収特別手続（第455条の12—第455条の37）
 - 第七編の三 被害者の訴訟参加（第455条の38—第455条の47）
- 第八編 執行（第456条—第486条）
- 第九編 附帯民事訴訟（第487条—第512条）

第一〇章の一 一時的な留置

第121条の1（一時的な留置）

1 被告人が法官により尋問された後、犯罪の嫌疑が重大であり、かつ刑法第19条第1項、第2項の原因が存在する可能性がある⁽³⁴⁾と認めるに足りる事実があり、公共の安全を害するおそれがあり、並びに緊急の必要があるときは、捜査中は検察官の請求により、公判中は検察官の請求または職権により、先に決定で6ヶ月以内の期間を言い渡し、これを司法精神病院、病院、精神医療機構またはその他の適当な場所に入れさせ、一時的な留置（原文：暫時安置）を実施することができる。

2 第31条の1、第33条の1、第93条第2項前段、第5項、第6項、第93条の1、及び第228条第4項の規定は、捜査中に検察官が一時的な留置を請求する場合についてこれを準用する。

3 一時的な留置期間終了前に、被告人が法官により尋問された後、延長する必要があると認めるときは、捜査中は検察官の請求により、公判中は検察官の請求または職権により、決定でこれを延長することができ、延長は、毎回6ヶ月を超えてはならず、この場合においては、第108条第2項の規定を準用する。ただし、一時的な留置期間は、通じて5年を超えてはならない。

4 検察官は、一時的な留置または一時的な留置期間の延長を請求するときは、

法律に別段の規定があるものを除き、請求書をもって、理由及び証拠を記載し、謄本を備えてこれを行い、かつ一時的な留置期間の延長を請求するには、遅くとも期間終了の5日前に、これを行わなければならない。

5 第1項及び第3項前段の一時的な留置、一時的な留置期間の延長または請求却下の決定に対して不服があるときは、抗告を提起することができる。

第121条の2（検察官等の意見陳述）

1 法官が前条第1項または第3項前段の尋問をする時に、検察官は、出席して意見を陳述することができる。ただし、検察官が一時的な留置または一時的な留置期間の延長を請求するときは、出席して請求の理由を陳述し、必要な証拠を提出しなければならない。

2 一時的な留置または一時的な留置期間の延長の根拠とする事実、各項理由の具体的な内容及び関連証拠は、被告人及びその弁護人に告知し、調書に記載しなければならない。

3 検察官、被告人及び弁護人は、前条第1項または第3項前段の尋問をする前に、法官に対して、意見の陳述または答弁の準備のための適当な時間の付与を請求することができる。

4 一時的な留置、一時的な留置期間の延長は、管轄検察官が執行する。

第121条の3（一時的な留置の取消し）

1 一時的な留置の原因または必要が消滅または存在しないときは、直ちに一時的な留置の決定を取り消さなければならない。

2 検察官、被告人、弁護人及び被告人の補佐人となることができる者は、法院に対して、一時的な留置の決定を取り消すことを請求することができ、法官は、当該請求について、被告人、弁護人及び被告人の補佐人となることができる者が陳述した意見を聴くことができる。

3 捜査中に、検察官が一時的な留置の決定の取消しを請求したときは、法院がこれを取り消さなければならず、検察官は、請求するときは、先に被告人を釈放することができる。

4 一時的な留置の決定の取消しは、検察官が請求するときを除き、検察官の意見を聴かななければならない。

5 前4項の一時的な留置の決定の取消しまたは請求却下の決定に対して不服があるときは、抗告を提起することができる。

第121条の4（一時的な留置の決定機関）

1 事件が第三審上訴中に、一件記録及び証拠物が当該法院に送付されたときは、一時的な留置に関する事項は、第二審法院がこれを決定する。

2 第二審法院は、前項の決定をする前に、第三審法院から一件記録及び証拠物を取り寄せることができる。

第121条の5（一時的な留置の取消しの擬制）

1 一時的な留置後、法院の判決が監護を言い渡さなかったときは、一時的な留置の決定を取り消したものとみなす。

2 判決が監護の執行開始を言い渡した時に、一時的な留置または一時的な留置期間の延長の決定の執行が終わっていないときは、執行を継続することを免ずる。

第121条の6（保安処分執行法等についての準用）

1 一時的な留置については、本法に規定がないときは、保安処分執行法またはその他の法律の規定を適用、または準用する。

2 一時的な留置の執行期間において、被告人が外部の人と接見、交通、書籍及びその他の物を授受することによって、証拠の隠滅、偽造、変造または共犯もしくは証人と結託するおそれがあると認めるに足りる事実があり、かつ事情が急迫である場合には、検察官または執行場所の戒護員は、制限、差押えまたはその他の必要な処分をし、並びに即時に管轄法院に報告し、法院は、許可を許すべきでないことを認めるときは、受理した日から3日以内にこれを取り消さなければならない。

3 前項の検察官または執行場所の戒護員の処分について、報告して取り消さないときは、その効力の期間は、7日とし、処分した日から起算する。

4 第2項の処分に対して不服があるときは、処分した日から10日以内にこれを取消し、または変更することを請求することができる。法院は、執行が終結し実益がないことを理由として却下することができない。

5 第409条ないし第414条の規定は、前項の場合についてこれを準用する。

6 第2項及び第4項の決定に対しては、抗告をすることはできない。

第一章 搜索及び差押え

第122条（搜索）

1 被告人または犯罪嫌疑者の身体、物、電磁的記録及び住宅またはその他の場所に対しては、必要なときは、これを搜索することができる。

2 第三者の身体、物、電磁的記録及び住宅またはその他の場所に対しては、被告人もしくは犯罪嫌疑者または差し押さえるべき物もしくは電磁的記録の存在を認めるに足りる相当な理由があるときに限り、これを搜索することができる。

第123条（婦女の身体の搜索）

婦女の身体を搜索するには、婦女にこれを行うことを命じなければならない。ただし、婦女が行うことができないときは、この限りでない。

第124条（搜索についての秘密、名誉の保持）

搜索をするには、秘密を保持し、並びに搜索を受ける者の名誉に注意しなければならない。

第125条（搜索証明書の交付）

搜索をしたにもかかわらず、差し押さえるべき物が発見されないときは、証明書を搜索の受けた者に交付しなければならない。

第126条（公文書、公物と差押え）

政府機関または公務員が所持または保管する文書及びその他の物について、差し押さえるべきである場合は、交付を請求しなければならない。ただし、必要なときは、これを搜索することができる。

第127条（軍事上の秘密と搜索）

1 軍事上の秘密を要する場所については、管轄長官の許可を得なければ、搜索をすることはできない。

2 前項の場合は、国の重大な利益を害するものを除き、拒むことはできない。

第128条（搜索令状、搜索状の方式）

- 1 搜索をするには、搜索状（原文：搜索票）を用いなければならない。
- 2 搜索状には、次の事項を記載しなければならない。
 - 一 事案。
 - 二 搜索をすべき被告人、犯罪嫌疑者または差し押さえるべき物。ただし、被告人または犯罪嫌疑者が明らかでないときは、記載を要しない。
 - 三 搜索を加えるべき場所、身体、物または電磁的記録。
 - 四 有効期間、期間を超えて搜索を執行することができないこと及び搜索後、搜索状を返還すべき旨。
- 3 搜索状には、法官が署名する。法官は、並びに搜索状に執行する者に対して、適当な指示をすることができる。
- 4 搜索状を發布する手続は、これを公開しない。

第128条の1（搜索状の請求）

- 1 捜査中に、検察官が搜索する必要があると認めるときは、第131条第2項に定める事情を除き、書面をもって、前条第2項各号の事項、並びに理由を記載し、管轄法院に対して、搜索状の發布を請求しなければならない。
- 2 司法警察官は、犯罪嫌疑者の犯情を調査し、証拠を収集するについて、搜索する必要があると認めるときは、前項の規定により検察官に報告してその許可を得た後、管轄法院に対して、搜索状の發布を請求することができる。
- 3 前2項の請求が法院により却下されたときは、不服を申し立てることはできない。

第128条の2（搜索の執行機関）

- 1 搜索は、法官または検察官が自ら実施するときを除き、検察事務官、司法警察官または司法警察が執行する。
- 2 検察事務官は、搜索を執行するについて、必要なときは、司法警察官または司法警察補助を求めることができる。

第129条（削除）

第130条（令状によらない搜索①）

検察官、検察事務官、司法警察官または司法警察は、被告人、犯罪嫌疑者を逮

捕し、または勾引、勾留を執行するときは、搜索状がなくても、直ちにその身体、携帯する所持品、使用する乗り物及び直ちに届く範囲の場所について、搜索することができる。

第131条（令状によらない搜索②）

1 次の事情のいずれかがあるときは、検察官、検察事務官、司法警察官または司法警察は、搜索状がなくても、直ちに住宅またはその他の場所について、搜索することができる。

一 被告人、犯罪嫌疑者の逮捕または勾引、勾留の執行により、被告人または犯罪嫌疑者が確かにその中にいると認めるに足りる事実があるとき。

二 現行犯の追跡または逃走した者の逮捕により、現行犯または逃走した者が確かにその中にいると認めるに足りる事実があるとき。

三 その中において罪を犯していると信じるに足りる明らかな事実があり、事情が急迫であるとき。

2 検察官は、捜査中に、状況が急迫であると認めるに相当な理由が確かにあり、迅速に搜索しなければ、24時間以内に、証拠が偽造、変造、隠滅され、または隠匿されるおそれがあるときは、直ちに搜索し、または検察事務官、司法警察官または司法警察に搜索の執行を指揮し、検察長に報告しなければならない。

3 前2項の搜索は、検察官がするときは、執行後3日以内に管轄法院に報告しなければならない。検察事務官、司法警察官または司法警察がするときは、執行後3日以内に管轄検察署検察官及び法院に報告しなければならない。法院は、許可を許すべきでないとき、5日以内にこれを取り消さなければならない。

4 第1項、第2項の搜索について、執行した後、管轄法院に報告せず、または法院により取り消されたときは、公判時に法院は、差し押さえた物を証拠とすることができないことを言い渡すことができる。

第131条の1（同意搜索）

搜索は、搜索を受ける者の自由意志による同意を得たときは、搜索状を用いず行うことができる。ただし、執行する者は、その身分証を提示し、並びにその

同意の旨を調書に記載しなければならない。

第132条（搜索についての強制力の使用）

搜索を拒否したときは、強制力を用いてこれを搜索することができる。ただし、必要な限度を超えてはならない。

第132条の1（搜索の執行結果の報告）

検察官または司法警察官は、請求により発布された搜索状を執行した後、執行の結果について、搜索状を発布した法院に報告し、執行することができなかつたときは、その事由を陳述しなければならない。

第133条（差押え）

- 1 証拠とすることができ、または没収することができる物は、これを差し押さえることができる。
- 2 追徴を保全するため、必要ときは、犯罪疑者、被告人または第三者の財産を酌量して差し押さえることができる。
- 3 差し押さえるべき物の所有者、所持者または保管者に対しては、提出または交付することを命ずることができる。
- 4 不動産、船舶、航空機を差し押さえるには、主管機関に通知して差押えの登記の方法をもってこれを行うことができる。
- 5 債権を差し押さえるには、差押命令を発して債務者による受け取り、またはその他の処分を禁止し、並びに被告人または第三者に返済することを禁止する方法をもってこれを行うことができる。
- 6 本法により行う差押えは、禁止処分の効力を有し、民事の仮差押え、仮処分及び終局執行の封印、差押えを妨害しない。

第133条の1（搜索に付随しない差押え）

- 1 搜索に付随しない差押えは、証拠とすることができる物の差押えまたは差押えを受ける物の権利者の同意を得たときを除き、法官の決定によらなければならない。
- 2 前項の同意については、執行する者は、その身分証を提示し、並びに先に差押えを受ける物の権利者に差押えを拒むことができ、自己の意思に反して同意することを要しないことを告知し、並びにその同意の旨を調書に記載しな

ればならない。

3 第1項の決定には、次の事項を記載しなければならない。

一 事案。

二 差押え決定を受けるべき者及び差押え物。ただし、差押え決定を受けるべき者が明らかでないときは、記載を要しない。

三 執行することができる有効期間及び期間を超えて執行することができない旨、並びに法官は決定中に執行する者に対して、適当な指示をすることができる。

4 第1項の決定を下す手続は、これを公開しない。

第133条の2（捜索に付随しない差押えの請求）

1 捜査中に、検察官は、前条の差押え決定を請求する必要があると認めるときは、書面をもって、前条第3項第1号、第2号の事項、並びに理由を記載し、管轄法院に対して、決定することを請求しなければならない。

2 司法警察官は、差し押さえる必要があると認めるときは、前項の規定により検察官に報告してその許可を得た後、管轄法院に対して、差押え決定を下すことを請求することができる。

3 検察官、検察事務官、司法警察官または司法警察は、捜査中に、情況が急迫であると認める相当な理由があり、即時に差し押さえる必要があるときは、直ちに差し押さえることができ、検察官はまた、検察事務官、司法警察官または司法警察に執行を指揮することができる。

4 前項の差押えは、検察官がするときは、執行後3日以内に管轄法院に報告し、検察事務官、司法警察官または司法警察がするときは、執行後3日以内に管轄検察署検察官及び法院に報告しなければならない。法院は、許可を許すべきでないとき、5日以内にこれを取り消さなければならない。

5 第1項及び第2項の請求が法院により却下されたときは、不服を申し立てることはできない。

第134条（公務上秘密と差押え）

1 政府機関、公務員または公務員であった者が所持または保管する文書及びその他の物について、それが職務上秘密を保持すべき物であるときは、当該監

翻 訳

督機関または公務員の許可を得なければ、差し押さえることができない。

2 前項の許可は、国の重大な利益を害するものがあるときを除き、拒むことができない。

第135条（郵便物、電報等の差押え）

1 郵政もしくは電信機関または郵政もしくは電信事務を取り扱う者が所持または保管する郵便物、電報について、次の事情のいずれかがあるときは、これを差し押さえることができる。

一 本案に関係があると信じるに足る相当な理由があるとき。

二 被告人から発送し、または被告人に対して発送したとき。ただし、弁護人との郵便物、電報は、それが犯罪の証拠と認めことができ、証拠の隠滅、偽造、変造、または共犯もしくは証人と結託するおそれがあるとき、若しくは被告人が逃亡したときに限る。

2 前項の差押えをするには、直ちに郵便物、電報の発送者または受取人に通知しなければならない。ただし、訴訟手続の進行を妨げるときは、この限りでない。

第136条（差押えの執行機関）

1 差押えは、法官または検察官が自ら実施するときを除き、検察事務官、司法警察官または司法警察に執行を命ずることができる。

2 検察事務官、司法警察官または司法警察に差押えを執行することを命ずるときは、交付する捜索状または差押え決定の中にその事由を記載しなければならない。

第137条（捜索、差押えに付随する差押え）

1 検察官、検察事務官、司法警察官または司法警察は、捜索または差押えを執行する場合に、捜索状または差押え決定に記載されていない本案の差し押さえるべき物を発見したときも、なおこれを差し押さえることができる。

2 第131条第3項の規定は、前条の場合についてこれを準用する。

第138条（差押えにおける強制力の使用）

差し押さえるべき物の所有者、所持者または保管者が正当な理由なく提出もしくは交付を拒み、または差押えを拒否したときは、強制力を用いてこれを差し

押さえることができる。

第139条（差押え後の処理）

- 1 差押えの際には、差押え証（原文：収抛）を作成し、押収物の名目を明記し、所有者、所持者または保管者に交付しなければならない。
- 2 押収物には、封緘印またはその他の標識を加え、差し押さえた機関または公務員が捺印しなければならない。

第140条（押収物の処置、保管、破棄等）

- 1 押収物は、喪失または毀損を防ぐため、適当な処置をしなければならない。
- 2 運搬または保管に不便な押収物については、人に看守を命じ、または所有者もしくはその他の適当な者に保管を命ずることができる。
- 3 危険を生ずるおそれがある押収物は、これを破棄することができる。

第141条（押収物の代金保管）

- 1 没収または追徴することができる押収物については、喪失、毀損破損、価値低下のおそれがあり、または保管に不便、保管に巨費を要するときは、これを売却してその代金を保管することができる。
- 2 前項の売却については、捜査中は検察官がこれを行い、審理中は法院が地方法院民事執行処に執行を代行することを囑託することができる。

第142条（還付、仮還付、交付等）

- 1 押収物は、留置の必要がなくなった場合には、事件の終結を待たず、法院の決定または検察官の命令によりこれを還付しなければならず、それが贓物で第三者が権利を主張していないときは、被害者に還付しなければならない。
- 2 押収物は、所有者、所持者または保管者の請求により、その者に保管の責任を負うことを命じ、仮還付することができる。
- 3 押収物の所有者、所持者または保管者は、正当の理由があるときは、公判中に費用を予納して押収物の写しの交付を請求することができる。

第142条の1（差押えの取消し）

- 1 没収または追徴することができる押収物について、法院または検察官が所有者または権利者の請求により、適当と認めるときは、決定または命令で相当な担保金を定め、納付をした後、差押えを取り消すことができる。

2 第119条の1の規定は、担保金の保管、利子の計算及び返還についてこれを準用する。

第143条（領置）

被告人、犯罪嫌疑者もしくは第三者が犯行現場に遺留した物、または所有者、所持者もしくは保管者が任意に提出または交付した物について、領置がされたときは、前5条の規定を準用する。

第144条（搜索、差押え等と必要な処分）

1 搜索及び差押えをするためには、錠をはずし、封を開き、またはその他の必要な処分をすることができる。

2 差押え及び搜索を執行するときは、現場を封鎖し、その場にいる者に立ち去ることを禁止し、または前条に定める被告人、犯罪嫌疑者もしくは第三者がその場所に立ち入ることを禁止することができる。

3 前項の禁止命令に違反するときは、これに退去することを命じ、または執行が終わるまでこれを適当な者に看守させることができる。

第145条（搜索状または差押え決定の提示）

法官、検察官、検察事務官、司法警察官または司法警察は、搜索及び差押えを執行するには、法による搜索状または差押え決定を用いず行うことができる場合を除き、搜索状または差押え決定を第144条の立ち会った者に示さなければならない。

第146条（夜間の執行の制限）

1 人の住居または人の看守する住宅またはその他の場所は、夜間にその中に入って搜索または差押えをすることができない。ただし、住居者、看守者またはこれらの者の代表となることができる者の承諾を得て、または急迫の事情があるときは、この限りでない。

2 夜間に搜索または差押えをするときは、その事由を調書に明記しなければならない。

3 日没前に搜索または差押えを開始したときは、夜間まで継続することができる。

4 第100条の3第3項の規定は、夜間に搜索または差押えをするについてこ

れを準用する。

第147条（夜間執行の制限の例外）

次の場所は、夜間でも、その中に入って搜索または差押えをすることができる。

- 一 仮釈放者が住居または使用する場所であるとき。
- 二 旅館、飲食店またはその他の夜間でも公衆が出入りすることができる場所で、なお公開した時間内であるとき。
- 三 賭博、性的自主権または風俗を害する行為に常用されるとき。

第148条（責任者の立ち会い①）

人の住居または人の看守する住宅またはその他の場所内で搜索または差押えをするときは、住居者、看守者またはこれらの者の代表となることができる者に立ち会いを命じなければならないが、これらの者の立ち会いがないうときは、隣人または最寄りの自治団体の職員に立ち会いを命ずることができる。

第149条（責任者の立ち会い②）

政府機関、軍営、軍艦または軍事上の秘密の場所内で搜索または差押えをするときは、管轄長官またはその者の代表となることができる者に立ち会いを通知しなければならない。

第150条（当事者等の立ち会い）

- 1 当事者及び公判中の弁護人は、搜索または差押えをする時に、立ち会うことができる。ただし、被告人が拘禁され、またはその立ち会いが搜索または差押えに妨害があると認めるときは、この限りでない。
- 2 搜索または差押えをする時に、必要があると認めるときは、被告人に立ち会うことを命ずることができる。
- 3 搜索または差押えをする日、時、場所は、前2項の立ち会うことができる者に通知しなければならない。ただし、急迫の事情があるときは、この限りでない。

第151条（執行の中止と必要な処分）

搜索または差押えの執行を一時的に中止する場合は、必要なときは、その場所を閉鎖し、並びに人に看守を命じなければならない。

第152条（別件差押え）

搜索または差押えを実施する場合は、別件の差し押さえるべき物を発見したときは、これを差し押さえることができ、管轄法院または検察官に別に送付する。

第153条（搜索、差押えの囑託）

1 搜索または差押えは、審判長または検察官が搜索または差押えをすべき場所の法官または検察官にこれをするを囑託できる。

2 受託法官または検察官がその他の場所で搜索または差押えをすべきであると認めるときは、当該法官または検察官は、当該地の法官または検察官に転囑することができる。

第一二章 証拠

第一節 通則

第154条（無罪推定の原則、証拠裁判主義）

1 被告人は、審判により有罪の証明が確定する前は、無罪と推定される。

2 犯罪事実は、証拠によりこれを認定しなければならず、証拠がなければ、犯罪事実を認定することはできない。

第155条（自由心証主義、厳格証明法則）

1 証拠の証明力は、法院が確信により自由に判断する。ただし、経験則及び論理法則に反してはならない。

2 証拠能力のない、適法に取り調べられていない証拠は、判断の根拠とすることができない。

第156条（自白の証拠能力）

1 被告人の自白は、強制、脅迫、利益誘導、詐欺、疲労状態での尋問、違法な勾留またはその他の不正な方法によって得られたものでなく、かつ事実と符合するときは、証拠とすることができる。

2 被告人または共犯の自白は、有罪判決の唯一の証拠とすることができず、その他の必要な証拠を取り調べなければならず、それが事実と符合するかどうかを調べなければならない。

3 被告人がその自白が不正な方法によって引き出されたものであると陳述し

たときは、それについての調査をその他の事実及び証拠より先にしなければならない。その自白が、検察官によって提出されたものであるときは、法院は、検察官にその自白が自由意志によって得られたものであることを証明する方法を示すことを命じなければならない。

4 被告人が自白せず、かつ証拠がない場合、供述の拒否、または黙秘の維持のみによって、その犯行を推断してはならない。

第157条（立証責任の例外①）

周知の事実、立証を要しない。

第158条（立証責任の例外②）

法院において顕著な事実、またはその職務上に既知なものであるときは、立証を要しない。

第158条の1（当事者の意見陳述の機会）

前2条の立証を要しない事実について、法院は、当事者にその事実について意見を陳述する機会を与えなければならない。

第158条の2（法定障害事由、権利告知違反と証拠能力）

1 第93条の1第2項、第100条の3第1項の規定に違反して取得した被告人または犯罪嫌疑者の自白及びその他の不利な供述は、証拠とすることができない。ただし、その違反が悪意によるものでないことが証明され、かつその自白または供述が自由意志によって出たものであるときは、この限りでない。

2 検察事務官、司法警察官または司法警察が勾引、逮捕されている被告人または犯罪嫌疑者に質問をするときに、第95条第1項第2号、第3号または第2項の規定に違反した場合は、前項の規定を準用する。

第158条の3（宣誓をしない証言または鑑定意見の証拠能力）

証人、鑑定人が法により宣誓をすべきであったにもかかわらず、宣誓をしなかったときは、その証言または鑑定意見は、証拠とすることができない。

第158条の4（違法収集証拠排除の原則）

法律に別段の規定があるものを除き、刑事訴訟手続を実施する公務員が法定手続に違反して取得した証拠について、その証拠能力の有無の認定は、人権保障及び公共の利益の均衡維持を斟酌しなければならない。

第159条（伝聞証拠の禁止と例外）

1 被告人以外の者の公判外の供述または供述書面は、法律に規定があるときを除き、証拠とすることができない。

2 前項の規定は、第161条第2項の場合及び法院が簡易公判手続（原文：簡式審判程序）または簡易判決をもって刑を処するときは、これを適用しない。勾留、搜索、鑑定留置、許可、証拠保全及びその他の法によりした強制処分に関する審査も、同様である。

第159条の1（伝聞証拠の例外①）

1 被告人以外の者が公判外において法官に対してした供述は、証拠とすることができる。

2 被告人以外の者が捜査中に検察官に対してした供述は、明らかに信用することができない状況があるときを除き、証拠とすることができる。

第159条の2（伝聞証拠の例外②）

被告人以外の者が検察事務官、司法警察官または司法警察の捜査中にした供述が公判中と符合しない場合に、それが前の供述より信用することができる特別の状況があり、かつ犯罪事実の存否の証明に必要であるときは、証拠とすることができる。

第159条の3（伝聞証拠の例外③）

被告人以外の者が公判中において次の事情のいずれかがあり、検察事務官、司法警察官または司法警察の捜査中にした供述は、信用することができる特別の状況があると証明され、かつ犯罪事実の存否の証明に必要であるときは、証拠とすることができる。

一 死亡したとき。

二 心身の障害のため、記憶が喪失し、または陳述することができないとき。

三 国外に滞在または所在不明のため、召喚することができず、または召喚しても出頭しないとき。

四 出頭後に、正当な理由なく陳述を拒んだとき。

第159条の4（伝聞証拠の例外④）

前3条の場合を除き、次の書類も、証拠とすることができる。

一 明らかに信用することができない状況があるものを除き、公務員が職務上に作成した記録書類、証拠書類。

二 明らかに信用することができない状況があるものを除き、業務に従事する者が業務上または通常の業務の過程に作成すべき記録書類、証拠書類。

三 前2号の場合を除き、その他信用することができる特別の状況の下に作成された書類。

第159条の5（伝聞証拠の例外⑤）

1 被告人以外の者が公判外においてした供述は、前4条の規定に符合しない場合であっても、当事者が公判手続に証拠とすることに同意し、法院が当該供述または供述書面の作成された時の状況を斟酌し、適当と認めるときは、証拠とすることができる。

2 当事者、代理人または弁護人が、法院が証拠を取り調べる時に、第159条第1項の証拠とすることができない事情があることを知ったにもかかわらず、口頭弁論終結前に異議を申し立てないときは、前項の同意があったものとみなす。

第160条（証人の個人的意見、推測の証拠能力）

証人の個人的意見または推測は、実際の経験に基づいたときを除き、証拠とすることができない。

第161条（検察官の立証責任）

1 検察官は、被告人の犯罪事実について立証責任を有し、並びに証明の方法を示さなければならない。

2 法院は、第一回公判期日前に、検察官が示した証明の方法により、被告人の犯罪が明らかに成立する可能性があると認定するに足らないと認めるときは、決定で期間を定めて検察官に補正を通知しなければならないが、期間を超えても補正をしないときは、決定で起訴を棄却することができる。

3 起訴棄却の決定が確定したときは、第260条第1項各号の事情のいずれかがなければ、同一事件について再起訴をすることはできない。

4 前項の規定に違反し、再起訴をするときは、不受理の判決を言い渡さなければならない。

第161条の1（被告人の立証）

被告人は、起訴された事実について、有利な証明の方法を示すことができる。

第161条の2（証拠調べの決定）

1 当事者、代理人、弁護人または補佐人は、証拠調べの範囲、順序及び方法について、意見を提出しなければならない。

2 法院は、前項により提出された意見に基づいて決定しなければならないが、必要ときは、当事者、代理人、弁護人または補佐人の請求によってこれを変更することができる。

第161条の3（自白と取調べの制限）

法院は、証拠とすることができる被告人の自白について、特段の規定があるものを除き、犯罪事実に関するその他の証拠を取り調べた後でなければ、調査することができない。

第162条（削除）

第163条（証拠調べの請求等）

1 当事者、代理人、弁護人または補佐人は、証拠調べを請求し、並びに証拠を取り調べる時に、証人、鑑定人または被告人に質問をすることができる。審判長は、不当があると認めるときを除き、これを禁止することができない。

2 法院は、真実を発見するため、職権で証拠を取り調べることができる。ただし、公平正義の維持または被告人の利益と重大な関係のある事項について、法院は、職権でこれを取り調べなければならない。

3 法院は、前項の証拠調べをする前に、当事者、代理人、弁護人または補佐人に意見を陳述する機会を与えなければならない。

4 告訴人は、証拠調べの事項について、検察官に意見を陳述ことができ、並びに検察官に対して、法院に証拠調べの請求ができる。

第163条の1（証拠調べ請求の方式）

1 当事者、代理人、弁護人または補佐人は、証拠調べを請求するには、書面をもって、次の事項をそれぞれ具体的に記載しなければならない。

- 一 取調べを請求した証拠及びその証拠と証明予定事実の関係。
- 二 召喚を請求した証人、鑑定人、通訳人の氏名、性別、住居及び尋問に要

すると見込まれる時間。

三 取調べを請求した証拠の文書またはその他の文書の目録。取調べを請求した証拠の文書またはその他の文書の一部のみを請求するときは、当該部分を明確に表示しなければならない。

2 証拠調べの請求書は、相手方の人数に応じて謄本を提出しなければならない。法院は、請求書の謄本を受け取った後、速やかに送達しなければならない。

3 第1項の書面を提出することができず、正当な理由またはその状況が急迫であるときは、口頭でこれを行うことができる。

4 前項の場合は、請求人は、第1項各号に挙げられる事項をそれぞれ説明し、書記官が調書を作成しなければならない、相手方が出頭しないときは、調書を送達しなければならない。

第163条の2（証拠調べ請求の却下）

1 当事者、代理人、弁護人または補佐人が取調べを請求した証拠について、法院は、必要でないと認めるときは、決定でこれを却下することができる。

2 次の場合は、必要でないと認めなければならない。

一 取調べをすることができないとき。

二 証明予定事実と重要な関係がないとき。

三 証明予定事実が明白であり、さらに取調べをする必要がないとき。

四 同一の証拠についてさらに請求をするとき。

第164条（証拠物の取調べ）

1 審判長は、証拠物を当事者、代理人、弁護人または補佐人に提示し、これに確認させる。

2 前項の証拠物が文書であり、被告人がその意味を理解することができないときは、審判長は、要旨を告げなければならない。

第165条（書証の取調べ）

1 一件記録内の調書及びその他の文書を証拠とすることができるときは、審判長は、当事者、代理人、弁護人または補佐人に対し朗読し、または要旨を告げなければならない。

2 前項の文書が風俗、公安に関わり、または他人の名誉を毀損するおそれが

ある場合には、当事者、代理人、弁護士または補佐人にこれを閲覧させなければならず、朗読することができず、被告人がその意味を理解することができないときは、要旨を告げなければならない。

第165条の1（書証以外の証拠物の取調べ）

1 前条の規定は、文書以外の証拠物が文書と同一の効用を有する物であるときは、これを準用する。

2 録音、録画、電磁的記録またはその他これらに類する証拠物を証拠とすることができるときは、審判長は、適当な設備を用い、音声、画像、記号または情報を示し、当事者、代理人、弁護士または補佐人に確認させ、または要旨を告げなければならない。

第166条（証人、鑑定人の尋問及びその尋問の順序）

1 当事者、代理人、弁護士及び補佐人が召喚を請求した証人、鑑定人について、審判長が人定質問を行った後に、当事者、代理人または弁護士は、直接これを尋問する。被告人に弁護士がなく、尋問を望まないときも、審判長は、被告人に対し証人、鑑定人に質問をする適当な機会を与えなければならない。

2 前項の証人、鑑定人の尋問は、次の順序による。

- 一 先に召喚を請求した当事者、代理人または弁護士が主尋問を行う。
- 二 次に相手方の当事者、代理人、弁護士が反対尋問を行う。
- 三 さらに召喚を請求した当事者、代理人または弁護士が再主尋問を行う。
- 四 そして相手方の当事者、代理人、弁護士が再反対尋問を行う。

3 前項の尋問が終わった後、当事者、代理人または弁護士は、審判長の許可を得て、さらに尋問することができる。

4 証人、鑑定人について、当事者、代理人または弁護士による尋問が終わった後に、審判長は、尋問することができる。

5 同一の被告人、自訴人に2名以上の代理人、弁護士がいるときは、当該被告人、自訴人の代理人、弁護士は、同一の証人、鑑定人に対する尋問について、その中の1名を挙げ、代表してこれを行わなければならない。ただし、審判長の許可を得たときは、この限りでない。

6 双方が同時に召喚を請求した証人、鑑定人については、その主尋問の順序

は、双方の合意により決め、決めることができないときは、審判長がこれを定める。

第166条の1（主尋問①）

- 1 主尋問は、証明予定事項及びその関連する事項についてこれを行う。
- 2 証人、鑑定人の供述の証明力を争うために必要な事項について主尋問を行うことができる。
- 3 主尋問を行うときは、誘導尋問をしてはならない。ただし、次の事情については、この限りでない。
 - 一 実体的な尋問に入るに先だって、証人、鑑定人の身分、学歴、経歴、その交友関係に関して必要のある準備的な事項。
 - 二 当事者に争いのないことが明らかな事項。
 - 三 証人、鑑定人の記憶が明らかでない事項についてその記憶を喚起するため必要であるとき。
 - 四 証人、鑑定人が尋問者に対して敵意または反感を示すとき。
 - 五 証人、鑑定人が避けようとする事項。
 - 六 証人、鑑定人が前の供述と符合しない供述をしたとき、その前の供述。
 - 七 その他誘導尋問を必要とする特別の事情があるとき。

第166条の2（反対尋問）

- 1 反対尋問は、主尋問に現れた事項及びその関連する事項または証人、鑑定人の供述の証明力を争うために必要な事項についてこれを行わなければならない。
- 2 反対尋問においては、必要なときは、誘導尋問をすることができる。

第166条の3（主尋問②）

- 1 反対尋問を行うときに、自己の主張を支持する新たな事項については、審判長の許可を得て、尋問することができる。
- 2 前項により行う尋問は、当該新たな事項についての主尋問とみなす。

第166条の4（再主尋問）

- 1 再主尋問は、反対尋問に現れた事項及びその関連する事項についてこれを行わなければならない。

翻 訳

- 2 再主尋問は、主尋問の方式によりこれを行う。
- 3 前条の規定は、本条についてこれを準用する。

第166条の5（再反対尋問）

- 1 再反対尋問は、再主尋問に現れた証拠の証明力を争うために必要な事項についてこれを行わなければならない。
- 2 再反対尋問は、反対尋問の方式によりこれを行う。

第166条の6（職権により召喚をした証人・鑑定人の尋問）

- 1 法院が職権により召喚をした証人、鑑定人については、審判長が尋問した後に、当事者、代理人または弁護人は、これを尋問することができ、その尋問の順序については、審判長がこれを定める。
- 2 証人、鑑定人については、当事者、代理人または弁護人による尋問が終わった後に、審判長は、尋問を続行することができる。

第166条の7（尋問及び回答の方法）

- 1 証人、鑑定人の尋問、または証人、鑑定人の回答に当たっては、個別的問題について具体的にこれを行わなければならない。
- 2 次の尋問については、これをしてはならない。ただし、第5号ないし第8号の事情については、正当な理由がある場合は、この限りでない。
 - 一 本案及び尋問に現れた事項と関係のないもの。
 - 二 威嚇、侮辱、利益誘導またはその他の不正な方法によるもの。
 - 三 抽象的で明らかでない尋問。
 - 四 不適法な誘導尋問。
 - 五 仮説の事項または証拠により支持されていない事実についての尋問。
 - 六 重複の尋問。
 - 七 証人に個人的意見の陳述、推測、または評論を求める尋問。
 - 八 証言が証人またはこれと第180条第1項の関係がある者の名誉、信用または財産に重大な損害を与えるおそれがある尋問。
 - 九 証人が直接経験しなかった事項または鑑定人が鑑定しなかった事項についての尋問。
 - 一〇 その他法令により禁止されるもの。

第167条（不当な尋問の制限、禁止）

当事者、代理人または弁護人が証人、鑑定人を尋問するときは、審判長は、それに不当があると認めるときを除き、これを制限または禁止することができない。

第167条の1（異議申立ての事由）

当事者、代理人または弁護人は、証人、鑑定人の尋問及び回答について法令の違反または不当であることを理由として、異議を申し立てることができる。

第167条の2（異議申立ての方式）

- 1 前条の異議は、個々の行為ごとに、簡潔な理由をもって直ちにこれをしなければならない。
- 2 審判長は、前項の異議に対して、直ちに処分をしなければならない。
- 3 相手方の当事者、代理人または弁護人は、審判長が処分をする前に、当該異議について意見を陳述することができる。
- 4 証人、鑑定人は、当事者、代理人または弁護人が異議を申し立てた後に、審判長が処分する前に、陳述を停止しなければならない。

第167条の3（異議申立てが不適法な場合の処分）

審判長は、異議が時機に遅れてなされたもの、訴訟を遅延させる目的でされたもの、またはその他の不適法な事情があるものであると認めるときは、処分でこれを却下しなければならない。ただし、時機に遅れて提出された異議の事項と事件とが重要な関係にあるときは、この限りでない。

第167条の4（異議申立てが理由のない場合の処分）

審判長は、異議を理由がないと認めるときは、処分でこれを棄却しなければならない。

第167条の5（異議申立てが理由のある場合の処分）

審判長は、異議を理由があると認めるときは、その事情に応じ、直ちに中止、取下げ、取消し、変更またはその他の必要な処分をしなければならない。

第167条の6（不服申立ての禁止）

前3条の処分に対しては、不服を申し立てることはできない。

第167条の7（異議申立て等についての準用）

第166条の7第2項、第167条ないし第167条の6条の規定は、第163条第1項の質問についてこれを準用する。

第168条（証人、鑑定人の在廷義務）

証人、鑑定人は、陳述が終わったにもかかわらず、審判長の許可を得なければ、退廷することができない。

第168条の1（立会権）

1 当事者、代理人、弁護士または補佐人は、証人、鑑定人または通訳人を尋問するときに立ち会うことができる。

2 前項の尋問の日、時及び場所については、法院は、あらかじめこれを通知しなければならない。ただし、事前に出頭を希望しない旨の届け出をしたときは、この限りでない。

第169条（被告人の退廷）

審判長は、証人、鑑定人または共同被告人が被告人の前において自由に陳述することができないと思料するときは、検察官及び弁護人の意見を聴いた後に、その陳述をするときに、被告人の退廷を命ずることができる。ただし、陳述が終わった後に、再び被告人に入廷することを命じ、陳述した要旨を告げ、並びにこれに質問または対質する機会を与えなければならない。

第170条（陪席法官の尋問）

合議審判に関与した陪席法官は、審判長に告知した後に、被告人を尋問し、または第166条第4項及び第166条の6第2項の規定を準用して証人、鑑定人を尋問することができる。

第171条（公判期日前尋問についての準用）

法院または受命法官は、公判期日前に、第273条第1項または第276条の尋問をするときは、第164条ないし第170条の規定を準用する。

第172条（削除）

第173条（削除）

第174条（削除）

第二節 人証

第175条（証人の召喚、召喚令状、召喚状の方式）

- 1 証人を召喚するには、召喚状を用いなければならない。
- 2 召喚状には、次の事項を記載しなければならない。
 - 一 証人の氏名、性別及び住所または居所。
 - 二 証明予定事由。
 - 三 出頭すべき日、時、場所。
 - 四 正当な理由がなく出頭しないときは、過料に処し、勾引を命ずることができること。
 - 五 証人は、日当及び旅費を請求することができること。
- 3 召喚状には、捜査中は、検察官が署名し、公判中は、審判長または受命法官が署名する。
- 4 召喚状は、遅くとも出頭すべき日の24時間前に送達しなければならない。ただし、急迫の事情があるときは、この限りでない。

第176条（口頭召喚、在監者の召喚についての準用）

第72条及び第73条の規定は、証人の召喚についてこれを準用する。

第176条の1（証人となる義務）

法律に別段の規定があるときを除き、何人であると問わず、他人の事件において、証人となる義務を有する。

第176条の2（証人の出頭）

法院が、当事者、代理人、弁護人または補佐人が証拠調べ請求をしたことにより証人を召喚する必要があるとしたときは、請求をした者は、証人に出頭するよう促さなければならない。

第177条（所在尋問）

- 1 証人が出頭することができず、またはその他の必要な事情がある場合は、当事者及び弁護人の意見を聴いた後に、その所在場所または所在地の法院においてこれを尋問することができる。
- 2 前項の場合は、証人の所在場所に法院と音声及び映像を送受信することができる科学技術設備があり、直接尋問することができ、法院が適当と認めると

翻 訳

きは、当該設備を用いてこれを尋問することができる。

3 当事者、弁護士及び代理人は、前2項の証人を尋問するときは、立ち会い、並びにこれを尋問することができ、その尋問の日、時及び場所については、あらかじめこれを通知しなければならない。

4 第2項の場合は、捜査中についてこれを準用する。

第178条（出頭義務違反と過料）

1 証人が、召喚が適法にされた上で、正当な理由なく出頭しない場合には、3万新台湾ドル以下の過料に処し、並びにこれを勾引することができ、再び召喚しても出頭しないときも、同様である。

2 前項の過料処分は、法院がこれを決定する。検察官が召喚したときは、管轄法院に対してこれを決定することを請求しなければならない。

3 前項の決定に対しては、抗告を提起することができる。

4 証人を勾引するには、第77条ないし第83条及び第89条ないし第91条の規定を準用する。

第179条（公務上の秘密と証人尋問）

1 公務員または公務員であった者を証人とし、その職務上の秘密を保持すべき事項について尋問するときは、当該監督機関または公務員の許可を得なければならない。

2 前項の許可は、国の重大な利益を害するものがあるときを除き、拒むことができない。

第180条（近親者の証言の拒絶権とその例外）

1 証人は、次の事情のいずれかがあるときは、証言を拒むことができる。

一 被告人または自訴人の配偶者、直系の血縁、3親等内の傍系の血縁、2親等内の姻族もしくは家長、家族またはこれらの者であったとき。

二 被告人または自訴人と婚約したとき。

三 被告人もしくは自訴人の法定代理人であり、またはであったとき、あるいは被告人もしくは自訴人がその法定代理人であり、またはであったとき。

2 共同被告人または自訴人中の1人もしくは数人に対して、前項の関係があり、他の共同被告人または自訴人に関する事項のみについて証人となるときは、

証言を拒むことはできない。

第181条（自己、近親者の刑事責任と証言の拒絶権）

証人は、陳述によって自己または前条第1項の関係がある者が刑事訴追または処罰を受けるおそれがあるときは、証言を拒むことができる。

第181条の1（反対尋問の証言義務）

被告人以外の者は、反対尋問のときに、主尋問に陳述した被告人本人に関する事項については、証言を拒むことができない。

第182条（業務上の秘密と証言拒絶権）

証人が医師、薬剤師、心理師、助産士、宗教師、弁護士、公証人、会計士もしくはその業務上の補助者またはこれらの職にあった者で、その業務によって知り得た他人の秘密に関する事項について尋問を受けるときは、本人の同意を得たときを除き、証言を拒むことができる。

第183条（拒絶原因の疎明）

1 証人は、証言を拒むときは、拒む原因についてこれを疎明しなければならない。ただし、第181条の場合には、宣誓を命じ、疎明に代えさせることができる。

2 証言拒絶の許可または却下は、捜査中は検察官がこれを命令し、公判中は審判長または受命法官がこれを決定する。

第184条（証人の個別尋問と対質）

1 証人が数人であるときは、それぞれ尋問しなければならないが、尋問されていない者は、立ち会ってはならない。

2 真実を発見するために必要な場合は、証人に対し他の証人または被告人と対質することを命じ、被告人の請求により、証人と対質することを命ずることもできる。

第185条（人定質問、証言拒絶権の告知）

1 証人を尋問するには、まず人違いでないかどうか及び被告人または自訴人と第180条第1項の関係の有無を取り調べなければならない。

2 証人が被告人または自訴人と第180条第1項の関係にあるときは、証言を拒むことができることを告げなければならない。

第186条（宣誓の義務、宣誓無能力）

1 証人には、宣誓をさせなければならない。ただし、次の事情のいずれかがあるときは、宣誓をさせることはできない。

一 16歳未満の場合。

二 精神またはその他の知的障害のため、宣誓の意義及び効果を理解することができない場合。

2 証人に第181条の事情があるときは、証言を拒むことができることを告げなければならない。

第187条（偽証の警告等）

1 証人が宣誓する前に、宣誓の義務及び偽証の罰を告げなければならない。

2 宣誓をさせない証人に対しては、事実に基づいて陳述し、隠匿、修飾、追加、削除をすることができないことを告げなければならない。

第188条（宣誓の時期）

宣誓は、尋問前にこれをさせなければならない。ただし、宣誓をさせるべきかどうかについて疑義があるときは、尋問後にこれをさせることを命ずることができる。

第189条（宣誓の方式）

1 宣誓は、宣誓書（原文：結文）内に、事実に基づいて陳述し、決して隠匿、修飾、追加、削除をすることがないこと等の語句を記載しなければならず、尋問後に宣誓をするときは、宣誓書内に、事実に基づいて陳述し、並びに隠匿、修飾、追加、削除をしたことがないこと等の語句を記載しなければならない。

2 宣誓書は、証人に朗読を命じなければならず、証人が朗読することができないときは、書記官にこれを朗読することを命じなければならず、必要なときは、その意味を説明しなければならない。

3 宣誓書には、証人に署名、捺印または指印することを命じなければならない。

4 証人が第177条第2項によって科学技術設備において尋問されるときは、宣誓後に宣誓書をファクシミリまたはその他の科学技術設備を用いて法院または検察署に送付し、さらに原本を追送することができる。

5 第177条第2項の証人尋問及び前項の宣誓書の送付の弁法は、司法院が行政院と協議してこれを定める。

第190条（証人尋問の方法）

証人の尋問については、尋問事項の一部始終を連続して陳述することを命ずることができる。

第191条（削除）

第192条（被告人の尋問等の規定についての準用）

第74条、第98条、第99条、第100条の1第1項、第2項の規定は、証人の尋問についてこれを準用する。

第193条（宣誓、陳述の拒絶と過料等）

1 証人が正当な理由なく宣誓または陳述を拒んだ場合には、3万新台幣ドル以下の過料に処することができ、第183条第1項ただし書の場合において不実の宣誓をしたときも、同様である。

2 第178条第2項及び第3項の規定は、前項の処分についてこれを準用する。

第194条（証人の法定の日当、旅費）

1 証人は、法定の日当及び旅費を請求することができる。ただし、勾引され、または正当な理由なく宣誓もしくは証言を拒んだときは、この限りでない。

2 前項の請求は、尋問が終わった後10日以内に法院に対してこれをしなければならぬ。ただし、旅費はあらかじめ斟酌して支給することを請求することができる。

第195条（証人尋問の囑託）

1 審判長または検察官は、証人の所在地の法官または検察官に証人を尋問することを囑託することができ、証人が当該地にいないときは、当該法官、検察官は、その所在地の法官、検察官に転囑することができる。

2 第177条第3項の規定は、囑託による証人を尋問する時にこれを準用する。

3 受託法官または検察官は、証人を尋問するときは、本案が係属する法院の審判長または検察官と同一の権限を有する。

第196条（再召喚の制限）

証人が法官による適法な尋問を受け、かつ尋問時に当事者に対し尋問の機会を

翻 訳

与え、その陳述が明確であり、別に尋問する必要がないときは、さらに召喚することはできない。

第196条の1（証人の出頭の通知等）

1 司法警察官または司法警察は、犯罪嫌疑者の犯情を調査し、証拠を収集するために必要な場合は、通知書をもって証人に出頭し、質問を受けることを通知することができる。

2 第71条の1第2項、第73条、第74条、第175条第2項第1号ないし第3号、第4項、第177条第1項、第3項、第179条ないし第182条、第184条、第185条ないし第192条の規定は、前項の証人の通知及び質問についてこれを準用する。

第三節 鑑定及び通訳

第197条（人証に関する規定の準用）

鑑定については、本節に特段の規定があるものを除き、前節の人証に関する規定を準用する。

第198条（鑑定人の選任）

1 鑑定人は、審判長、受命法官または検察官により次の者の1名または数人から選任してこれを充てる。

一 学識、技術、経験、訓練または教育により鑑定事項について専門的能力のある者。

二 政府機関の委任を受け、鑑定の職務にある者。

2 鑑定人は、本案について関連する専門的意見または資料の準備もしくは提出をするに当たっては、次の情報を公にしなければならない。

一 被告人、自訴人、代理人、弁護人、補佐人またはその他の訴訟関係者との分業または提携関係の有無。

二 前号の者の金銭的報酬または経済的援助を受けることの有無及びその金額または価値。

三 前項以外のその他金銭的報酬または経済的援助を提供する者の身分及びその金額または価値。

第198条の1（鑑定の請求）

1 被告人、弁護人及び被告人の補佐人となることができる者は、捜査中に鑑

定を請求することができ、並びに検察官に対して、前条第1項の者を選任し、鑑定をさせることを請求することができる。

2 第163条の1第1項第1号、第2号、第3項及び第4項前段の規定は、前条の請求についてこれを準用する。

3 当事者は、公判中に法院に対して前条第1項の者を選任し、鑑定をさせることを請求することができる。

第198条の2（鑑定人選任前の意見陳述）

1 検察官が捜査中において鑑定人を選任する前に、被告人及びその弁護人に意見を陳述する機会を与えることができる。

2 審判長、受命法官が公判中において鑑定人を選任する前に、当事者、代理人、弁護人または補佐人は意見を陳述することができる。

第199条（鑑定人勾引の禁止）

鑑定人を勾引することはできない。

第200条（鑑定人の忌避）

1 当事者は、法官の忌避を申し立てる原因によって、鑑定人を忌避することができる。ただし、鑑定人が当該事件の証人または鑑定人であったことを忌避の原因とすることはできない。

2 鑑定人が鑑定事項について陳述または報告をした後は、忌避することができない。ただし、忌避の原因がその後を生じ、または知ったときは、この限りでない。

第201条（鑑定人の忌避の方法）

1 鑑定人を忌避するには、忌避の原因及び前条第2項ただし書の事実についてこれを疎明しなければならない。

2 鑑定人忌避の許可または却下は、捜査中は検察官がこれを命令し、公判中は審判長または受命法官がこれを決定する。

第202条（鑑定人の宣誓）

鑑定人は、鑑定をする前に宣誓し、その宣誓書には、必ず公正誠実の鑑定をすること等の語句を記載しなければならない。

第203条（法院外の鑑定）

- 1 審判長、受命法官または検察官は、必要なときは、鑑定人に法院外で鑑定をさせることができる。
- 2 前項の場合は、鑑定に関する物を鑑定人に交付することができる。
- 3 被告人の心神または身体を鑑定するについて必要がある場合は、7日以内の予定の期間、被告人を病院またはその他の適当な場所に入れさせることができる。

第203条の1（鑑定留置、鑑定留置令状、鑑定留置状の方式）

- 1 前条第3項の場合は、鑑定留置状（原文：鑑定留置票）を用いなければならない。ただし、勾引または逮捕により出頭し、その期間が24時間を超えていないときは、この限りでない。
- 2 鑑定留置状には、次の事項を記載しなければならない。
 - 一 被告人の氏名、性別、年齢、出生地及び住所または居所。
 - 二 事案。
 - 三 鑑定すべき事項。
 - 四 留置すべき場所及び予定期間。
 - 五 鑑定留置に対して不服があるときの救済方法。
- 3 第71条第3項の規定は、鑑定留置状についてこれを準用する。
- 4 鑑定留置状には、法官が署名する。検察官は、鑑定留置の必要があると認めるときは、法院に対してこれを発布することを請求する。

第203条の2（鑑定留置の執行）

- 1 鑑定留置を執行するには、司法警察が被告人を留置場所に入れ、当該場所の管理者は、人違いがないことを確かめた後に、鑑定留置状に入れた年、月、日、時を付記し、署名しなければならない。
- 2 第89条、第90条の規定は、鑑定留置の執行についてこれを準用する。
- 3 鑑定留置を執行するときは、鑑定留置状を検察官、鑑定人、弁護士、被告人及びその指定する親友にそれぞれ送付しなければならない。
- 4 鑑定留置の執行において必要があるときは、法院または検察官は、職権または留置場所の管理者の請求により、司法警察に被告人を看守することを命ず

ることができる。

第203条の3（鑑定留置期間の短縮、延長等）

1 鑑定留置の予定期間については、法院は、公判中においては職権で、捜査中においては検察官の請求により、これを短縮または延長することを決定することができる。ただし、延長の期間は、2ヶ月を超えてはならない。

2 鑑定留置の場所については、安全のためまたはその他の正当な事由により必要がある場合は、法院は、公判中においては職権で、捜査中においては検察官の請求により、これを変更することを決定することができる。

3 法院は、前2項の決定をするには、検察官、鑑定人、弁護人、被告人及びその指定する親友に通知しなければならない。

第203条の4（勾留期間の擬制）

被告人に対して第203条第3項の鑑定を執行するときは、その鑑定留置期間の日数は、勾留の日数とみなす。

第204条（鑑定と必要な処分等①）

1 鑑定人は、鑑定について必要がある場合は、審判長、受命法官または検察官の許可を得て、身体を検査し、死体を解剖し、物を破壊し、または人の住居または人の看守する住宅またはその他の場所に入ることができる。

2 第127条、第146条ないし第149条、第215条、第216条第1項及び第217条の規定は、前項の場合についてこれを準用する。

第204条の1（許可令状、許可状の方式）

1 前条第1項の許可には、許可状（原文：許可書）を用いなければならない。ただし、審判長、受命法官または検察官の前で行うときは、この限りでない。

2 許可状には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 事案。
- 二 検査すべき身体、解剖すべき死体、破壊すべき物または入るべき人の住居または人の看守する住宅またはその他の場所。
- 三 鑑定すべき事項。
- 四 鑑定人の氏名。
- 五 執行期間。

3 許可状には、捜査中は、検察官が署名し、公判中は、審判長または受命法官が署名する。

4 身体検査については、第1項の許可状内に適当と認める条件を付することができる。

第204条の2（許可状等の提示等）

1 鑑定人は、第204条第1項の処分をするときには、前条第1項の許可状及びその身分を証明することができる書類を示さなければならない。

2 許可状は、執行期間終了後は執行することができず、直ちに許可状を返還しなければならない。

第204条の3（身体検査の処分の拒絶と過料、検証）

1 被告人以外の者が正当な理由なく第204条第1項の身体検査の処分を拒んだときは、3万新台湾ドル以下の過料に処することができ、この場合においては、第178条第2項及び第3項の規定を準用する。

2 正当な理由なく第204条第1項の処分を拒んだときは、審判長、受命法官または検察官は、鑑定人を率いてこれを実施することができ、この場合においては、検証に関する規定を準用する。

第205条（鑑定と必要な処分②）

1 鑑定人は、鑑定について必要がある場合は、審判長、受命法官または検察官の許可を得て、一件記録及び証拠物を閲覧し、並びにこれを収集または取寄せることを請求することができる。

2 鑑定人は、被告人、自訴人又は証人を尋問し、並びにその立ち会い及び直接問うことの許可を請求することができる。

第205条の1（鑑定と必要な処分③）

1 鑑定人は、鑑定について必要がある場合は、審判長、受命法官または検察官の許可を得て、分泌物、排泄物、血液、毛髪またはその他の身体から生じた物または付着した物を採取し、並びに指紋、足跡、声調、筆跡を採取し、写真撮影をし、またはその他これらに類する行為をすることができる。

2 前項の処分は、第204条の1第2項の許可状に明記しなければならない。

第205条の2（強制採証権）

検察事務官、司法警察官または司法警察は、犯情を調査し、証拠を収集するために必要がある場合には、勾引または逮捕により出頭した犯罪嫌疑者または被告人に対し、犯罪嫌疑者または被告人の意思に反して、その指紋、掌紋、足跡を採取することができ、写真撮影をし、身長を測り、またはその他これらに類する行為をすることができ、毛髪、唾液、尿液、声調または呼気の採取が犯罪の証拠になりうると認めるに相当な理由があるときには、これを採取することができる。

第206条（鑑定報告）

- 1 鑑定経過及びその結果は、鑑定人に口頭または書面により報告することを命じなければならない。
- 2 鑑定人が数人であるときは、共同してこれを報告させることができる。ただし、意見が同様でないときは、各々報告させなければならない。
- 3 第1項の口頭または書面の報告には、次の事項を含まなければならない。
 - 一 鑑定人の専門能力が事実認定に有益であること。
 - 二 鑑定が十分な事実または資料を基礎とすること。
 - 三 鑑定が信頼性のある原理及び方法により作成されること。
 - 四 前号の原理及び方法が信頼性のある方式により鑑定事項に適用されること。
- 4 書面により報告する場合には、公判中に、鑑定を実施した者を出頭させ、口頭で説明をさせなければならない。ただし、当事者が書面報告を証拠とすることに同意する旨を明示したときは、この限りでない。
- 5 前項の書面報告は、鑑定を実施した者が公判中に口頭で当該書面報告の作成が真正であることを陳述したときは、証拠とすることができる。

第206条の1（当事者等の立ち会い）

- 1 鑑定をする時に、必要があるときは、法院または検察官は、当事者、代理人または弁護人に立ち会いを通知することができる。
- 2 第168条の1第2項の規定は、前項の場合についてこれを準用する。

第207条（鑑定人の増加、変更）

鑑定に不備があるときは、人数の増加を命じ、または他の者に継続もしくはあらためて鑑定をすることを命ずることができる。

第208条（機関鑑定）

1 法院または検察官は、病院、学校またはその他の相当な機関、機構または団体に鑑定または他の鑑定の審査を嘱託することができ、本条に別段の規定があるものを除き、第203条ないし第206条の1の規定を準用し、口頭で報告または説明すべきときには、鑑定または審査を実施する者に対してこれを行うことを命ずることができる。

2 前項の場合は、その鑑定または審査を実施する者は、第198条第1項の者にこれを充て、この場合においては、第202条の規定を準用し、書面報告に署名しなければならない。

3 第1項の書面報告に次の事情のいずれかがあるときは、証拠とすることができる。

一 当事者が同意を明示した場合。

二 法令に基づき鑑定、鑑識または検視（原文：検験）等の業務を司る機関が実施する鑑定。

三 主管機関により認証された機関または団体が実施する鑑定。

4 当事者は、公判中、法院に対して、病院、学校またはその他の相当な機関、機構または団体に鑑定または他の鑑定の審査を嘱託することを請求することができ、この場合においては、第198条第2項の規定を準用する。

5 当事者は、公判中、病院、学校またはその他の相当な機関、機構または団体に鑑定または他の鑑定の審査を委任することができ、この場合においては、第1項ないし第3項及び第198条第2項の規定を準用する。

6 前項の場合、当事者は鑑定が必要であるために、審判長または受命法官に対して、鑑定に関する物を病院、学校またはその他の相当な機関、機構または団体に交付することを請求することができ、この場合においては、第163条ないし第163条の2の規定を準用する。

7 第5項の鑑定または他の鑑定の審査を委任することによって生じた費用は、

委任する者が負担する。

8 第163条第1項、第166条ないし第167条の7、第202条の規定は、第1項、第4項及び第5項の鑑定または審査を実施する者が口頭で報告または説明する場合についてこれを準用する。

第209条（鑑定料、立替金の弁償）

鑑定人は、法定の日当、旅費のほか、法院に対して、相当な報酬及び鑑定について支出した費用をあらかじめ斟酌して支給し、または償還することを請求することができる。

第210条（鑑定証人）

特別の知識によって過去の事実を知り得た者を尋問するときは、人証に関する規定を適用する。

第211条（通訳）

本節の規定は、通訳についてこれを準用する。

第211条の1（専門的な法律問題についての学識経験者の意見聴取）

1 法院は、必要があると認めるときは、職権または当事者、代理人、弁護人または補佐人の請求により、事件に関する専門的な法律問題について、専門の学者を選任し、書面によって、または公判期日に出頭してその法律上の意見を陳述させることができる。

2 前項の意見は、弁論終結前に当事者及び弁護人に告知し、弁論をさせなければならない。

3 本節の規定は、第202条を除き、前2項の場合についてこれを準用する。

第四節 検証

第212条（検証）

法院または検察官は、証拠及び犯情を調査するため、検証を実施することができる。

第213条（検証と必要な処分）

検証については、次の処分をすることができる。

- 一 犯罪の場所及びその他の事件と関係がある場所の現場検証。
- 二 身体を検査。

翻 訳

- 三 死体の検視。
- 四 死体の解剖。
- 五 事件と関係がある物の検査。
- 六 その他の必要な処分。

第214条（証人等の立ち会い）

- 1 検証をするときは、証人、鑑定人に出頭を命ずることができる。
- 2 検察官の検証については、必要があるときは、当事者、代理人または弁護人に出頭することを通知することができる。
- 3 前項の検証の日、時及び場所については、あらかじめこれを通知しなければならない。ただし、事前に出頭を希望しない旨の届け出をし、または急迫の事情があるときは、この限りでない。

第215条（身体検査の制限）

- 1 身体を検査するには、被告人以外の者に対して行う場合は、犯情を調査するについて必要があると認める相当な理由があるときに限り、始めてこれを行うことができる。
- 2 前項の検査を行うために、その者に出頭すること、またはその他の場所を指定し、召喚することができ、この場合においては、第72条、第73条、第175条及び第178条の規定を準用する。
- 3 婦女の身体を検査するには、医師または婦女に対してこれを行うことを命じなければならない。

第216条（死体の検視、解剖）

- 1 死体を検視または解剖するには、まず死体の人違いでないかどうかを確かめなければならない。
- 2 死体の検視は、医師または検視員（原文：検驗員）に対してこれを行うことを命じなければならない。
- 3 死体の解剖は、医師に対してこれを行うことを命じなければならない。

第217条（死体の検視、解剖と必要な処分）

- 1 死体を検視または解剖するために、当該死体またはその一部を一時的に留置することができ、並びに棺を開き、墳墓を発掘することができる。

2 死体を検視または解剖し、棺を開き、墳墓を発掘する場合は、死者の配偶者またはその他の同居もしくは近接の家族に通知し、その立ち会いを許可しなければならない。

第218条（検視）

1 病死でなく、または病死でないことを疑うべきときは、管轄検察官は、速やかに検視しなければならない。

2 前項の検視について検察官は、検察事務官に法医師、医師または検視員に同行してこれを行うことを命ずることができる。ただし、検察官は、犯罪の嫌疑が明らかでないとき、司法警察官に法医師、医師または検視員に同行してこれを行うことを指示することができる。

3 前項の規定により検視が終わった後は、直ちに関連する一件記録及び証拠物を検察官に報告しなければならない。検察官は、犯罪の嫌疑があると発見したときは、必要な検証及び調査を継続して行わなければならない。

第219条（捜索の規定の準用）

第127条、第132条、第146条ないし第151条及び第153条の規定は、検証についてこれを準用する。

第五節 証拠保全

第219条の1（証拠保全の請求手続）

1 告訴人、犯罪嫌疑人、被告人または弁護人は、証拠の隠滅、偽造、変造、隠匿または使用が困難になるおそれがあるときは、捜査中に、検察官に対して、捜索、差押え、鑑定、検証、証人尋問またはその他の必要な保全処分を請求することができる。

2 検察官は、前項の請求を受理し、それが不適法または理由がないと認めて棄却したときを除き、5日以内に保全の処分をしなければならない。

3 検察官が前項の請求を棄却または前項の期間内に保全の処分をしないときは、請求人は直ちに管轄法院に証拠を保全することを請求することができる。

第219条の2（証拠保全の決定）

1 法院は、前条第3項の請求について、決定する前に検察官の意見を聴き、法律上の方式に合致しない、法律上許容できない、または理由がないと認める

場合には、決定でこれを棄却しなければならない。ただし、それが法律上の方式に合致しない場合であっても、補正することができるときは、期間を定めてまず補正を命じなければならない。

2 法院は、請求を理由があると認めるときは、証拠保全を許可する決定をしなければならない。

3 前2項の決定に対しては、抗告をすることはできない。

第219条の3（証拠保全の管轄機関）

第219条の1の証拠保全の請求は、捜査中の管轄検察官に対してこれをしなければならない。ただし、事件が検察官に移送または報告されていないときは、取り調べを行う司法警察官または司法警察の所属機関の所在地の地方検察署検察官に請求しなければならない。

第219条の4（公判中の証拠保全の請求）

1 事件が第一審法院において公判中である場合は、被告人または弁護人は、証拠を保全する必要があると認めるときは、第一回の公判期日前に、法院または受命法官に対して、証拠保全の処分を請求することができる。急迫の事情があるときは、尋問を受ける者の居住地または証拠物の所在地の地方法院に対してこれを請求することもできる。

2 検察官または自訴人が、起訴後の第一回の公判期日前に、証拠を保全する必要があると認めるときも、同様である。

3 第279条第2項の規定は、受命法官が証拠保全の処分をする場合についてこれを準用する。

4 法院は、証拠保全の請求が法律上の方式に合致しない、法律上許容できない、または理由がないと認める場合には、決定でこれを棄却しなければならない。ただし、それが法律上の方式に合致しない場合であっても、補正することができるときは、期間を定めてまず補正を命じなければならない。

5 法院または受命法官は、請求を理由があると認めるときは、証拠保全を許可する決定をしなければならない。

6 前2項の決定に対しては、抗告をすることはできない。

第219条の5（証拠保全の請求、証拠保全の請求令状及びその方式）

- 1 証拠保全を請求するには、書面でこれをしなければならない。
- 2 証拠保全の請求の書面には、次の事項を記載しなければならない。
 - 一 事件の概要。
 - 二 保全すべき証拠及び保全の方法。
 - 三 当該証拠により証明されるべき事実。
 - 四 証拠を保全すべき理由。
- 3 前項第4号の理由は、これを疎明しなければならない。

第219条の6（告訴人等の立ち会い）

- 1 告訴人、犯罪嫌疑者、被告人、弁護人または代理人は、捜査中に、証拠保全を妨げるおそれがあるときを除き、保全を請求した証拠については、証拠保全を実施するときに、立ち会うことができる。
- 2 証拠保全の日、時及び場所は、前項の立ち会うことができる者に通知しなければならない。ただし、急迫の事情があるため即時に通知することができず、または犯罪嫌疑者、被告人が拘禁されているときは、この限りでない。

第219条の7（保全の証拠の保管）

- 1 保全の証拠は、捜査中は管轄検察官が保管する。ただし、事件が司法警察官または司法警察による取調べ中にあり、法院が証拠保全を許可する決定をしたときは、当該司法警察官または司法警察の所属機関の所在地の地方検察署検察官がこれを保管する。
- 2 公判中の保全の証拠は、保管を命じた法官が保管する。ただし、事件が他の法院に係属するときは、当該法院に送付しなければならない。

第219条の8（証拠、捜索及び差押え等の規定の準用）

証拠保全については、特段の規定があるものを除き、本章、前章及び第248条の規定を準用する。

第一三章 裁判

第220条（裁判の方式）

裁判は、本法により判決で行うべきときを除き、決定でこれをする。

第221条（判決）

判決は、特段の規定があるものを除き、当事者の口頭弁論に基づいてこれをしなければならない。

第222条（決定）

1 決定は、法廷における申立てによりするときは、訴訟関係者の口頭陳述に基づかなければならない。

2 決定をする前に必要なときは、事実を取り調べることができる。

第223条（判決の理由）

判決には、理由を記載しなければならず、抗告をすることができ、または申立てを却下する決定についても、同様である。

第224条（裁判の宣告）

1 判決は、宣告されなければならない。ただし、口頭弁論に基づかない判決は、この限りでない。

2 決定は、法廷においてしたときに限り、これを宣告しなければならない。

第225条（裁判宣告の方法）

1 判決を宣告するには、主文を朗読し、その意味を説明し、理由の要旨を告げなければならない。

2 決定を宣告するには、決定の旨を告げ、理由を記載するときは、理由を告げなければならない。

3 前2項の宣告すべき判決または決定は、宣告の翌日にこれを公告し、当事者に通知しなければならない。

第226条（裁判書の作成）

1 裁判は、裁判書を作成すべきときは、裁判を宣告した後、当日に原本を書記官に交付しなければならない。ただし、弁論終結日に裁判を宣告するときは、5日以内にこれを交付しなければならない。

2 書記官は、裁判の原本に、受け取った年、月、日を明記し、署名しなければならない。

第227条（裁判書の送達）

1 裁判は、裁判書を作成するときは、特段の規定があるものを除き、正本を

もって、当事者、代理人、弁護人及びその他の裁判を受ける者に送達しなければならない。

2 前項の送達は、裁判の原本を受け取った日から、遅くとも7日を超えてはならない。

第227条の1（裁判の訂正）

1 裁判に誤字脱字、数値の誤りもしくはその他これらに類する明らかな錯誤があり、またはその正本が原本と符合しない場合に、事件全体の状況が裁判の本旨に影響がないときは、法院は、請求または職権により、決定で訂正することができる。

2 前項の訂正の決定は、裁判の原本及び正本に付記し、正本が送達され、付記することができないときは、当該訂正の決定の正本を作成して送達しなければならない。

3 訂正または訂正の申立てを却下する決定に対しては、抗告をすることができる。ただし、裁判が適法に上訴もしくは抗告中にあり、または特段の規定があるときは、この限りでない。

- (34) 刑法第19条第1項は、「行為時に精神障害またはその他の知的障害により、その行為が違法であることを弁識することができず、またはその弁識に従って行為をする能力が欠如するときは、罰しない」とし、第2項は、「行為時に前項の原因により、行為が違法であることを弁識し、またはその弁識に従って行為をする能力が著しく減退するときは、その刑を軽減することができる」としている。